

令和8年度地域スポーツクラブ活動への展開に向けた実証事業に係る京都市立中学校における運動部活動管理運営等業務プロポーザルの実施について

	質問内容	回答
1	<p>運営スタッフの給与・謝金について</p> <p>仕様書4(11)ウ「給与・謝金等」において、統括責任者・主任指導者・副主任指導者の給与・謝金額が示されていますが、当該費用は委託料の中から支出するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>はい。その認識で相違ございません。</p>
2	<p>活動実施曜日・時間の決定方法について</p> <p>仕様書4(8)に「実施日は学校と調整のうえ、受託者が決定すること」とありますが、活動曜日及び活動時間帯については、受託者が提案し、中学校と協議のうえ決定するという理解でよろしいでしょうか</p>	<p>はい。その認識で相違ございません。 なお、本事業は学校管理外の取組として実施するため、学期中の平日の活動時間については、完全下校後の17時以降の開始を基本として想定しております。</p>
3	<p>雨天等による活動中止時の謝金の取扱いについて</p> <p>仕様書4(17)に活動中止時の対応が示されていますが、雨天や警報発令等により活動を中止した場合、当日の指導者謝金及び統括責任者の人件費は請求対象となるのでしょうか。また、現地集合後の中止や、事前準備を行った後に中止となった場合の取扱いについてもご教示ください。</p>	<p>雨天等による活動中止時の謝金の取扱いについて、活動が中止になったとしても、統括責任者や指導者が実働されていた場合、請求対象としていただいで問題ございません。</p>
4	<p>2校合同で活動する場合の実施場所について</p> <p>仕様書4(8)では2校合同で実施する場合の記載がありますが、その場合はどちらか一方の学校グラウンド等に集約して実施することを想定されているのでしょうか。</p>	<p>はい。その認識で相違ございません。 なお、今回実施するプロポーザルの案件において、合同での活動を想定しているものは、卓球部の岡崎中学校及び近衛中学校の2校のみです。</p>
5	<p>2校別々で活動する場合の配置人員について</p> <p>下京中学校及び九条中学校が別会場で同時に活動する場合、各校に主任指導者を配置する必要があると考えておりますが、</p> <p>① 統括責任者1名 ② 主任指導者2名(各校1名)</p> <p>の配置が必須との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>2校別々で活動する場合の配置人員につきましては、各校それぞれに対し、①統括責任者1名、②主任指導者1名以上、③副主任指導者1名以上(③については、必ずしも配置しなくてもよいものとする。)の配置が必要とします。各現場において、必ず複数人に対応することを前提とお考えください。</p>

6	<p>常勤職員の配置及び人件費計上について</p> <p>仕様書4(11)イでは、統括責任者は「受託者の常勤雇用者」であることとされています。</p> <p>弊社の正社員(常勤職員)が統括責任者や主任指導者として従事することは可能でしょうか。</p> <p>また、その場合でも仕様書に定める給与・謝金相当額を委託事業費として計上・請求することは可能でしょうか。</p>	<p>はい。各事業者の正社員の方に統括責任者や主任指導者として従事していただくことは可能です。実際に統括責任者又は主任指導者として従事された場合には、本事業に関する経費として、計上・請求いただいで差支えありません。</p>
7	<p>指導者の確保について</p> <p>仕様書4(11)カ「人材の確保」において、「公募等により運営スタッフ(指導者)を確保すること」とありますが、既に受託者が雇用している職員や登録指導者を配置することも可能でしょうか。</p> <p>それとも、本事業において新たな公募を実施することが必須となるのでしょうか。</p>	<p>既に、各事業者において雇用されている職員や登録指導者がいらっしゃる場合は、その方を配置いただいで結構です。あくまで人材確保が難しい場合を想定したものであり、既に人材を確保されている場合は、必ずしも新たに公募を実施いただくことは必要ありません。</p> <p>ただし、仕様書4(11)アの表下の※欄に記載のとおり、対象となる部活動に、京都市の部活動指導員や外部コーチが配置されている場合は、学校及び当該指導者本人等と協議し、本事業においても当該人物を指導者として起用することについて、積極的に検討してください。</p>